

防災都市づくり推進計画(2016年3月)の構成

「防災都市づくり推進計画(2016年3月)」(以下「計画」という。)

- 基本方針(延焼遮断帯・整備地域の設定、整備目標(不燃領域率70%)・整備方針)
- 整備プログラム(道路や市街地の不燃化等の具体的な事業) ← **今回更新**

概要

「整備プログラム」について、最新の状況を反映させて更新(2019年度版)

- ・2019年度版は、2016年3月の計画における基本方針に基づいた整備計画
- ・過去3か年に引き続き、4度目の更新

主な更新内容

<新規追加>

- 1) 防災生活道路 : 「林試の森周辺・荏原地域」(品川区)など3地域8箇所
- 2) 無電柱化の検討路線 : 「世田谷区役所周辺・三宿・太子堂地域」(世田谷区)など3地域3箇所
- 3) 最低敷地面積の指定 : 「本町二・四・五・六丁目」(渋谷区)の全域に拡大

<事業着手>

- 4) 防災街区整備事業^{注1} : 「上十条一丁目4番地区」(北区)
- 5) 木造住宅密集地域整備事業 : 「千住西地区」(足立区)
- 6) 都市防災不燃化促進事業^{注2} : 「羽田地区」(大田区)など3地区

<整備済み・完了>

- 7) 防災生活道路 : 「南台・本町(洪)・西新宿地域」(新宿区)など3地域4箇所
- 8) 市街地再開発事業 : 「西新宿五丁目中央北地区」(新宿区)

注1) 土地・建物の共同化や個別の土地への権利変換により、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う都市計画事業

注2) 不燃空間の形成により避難者の安全を確保するため、耐火建築物等の建築又は建築物の除却に要する費用の一部を助成する事業



防災街区整備事業の事業着手
「上十条一丁目4番地区」(北区)



市街地再開発事業と併せた防災生活道路の整備
「西新宿五丁目中央北地区」(新宿区)